

# 市民委員会資料

## 1 平成27年第1回定例会追加議案の説明

(1) 議案第71号 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 「川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正」に対するパブリックコメント実施結果について

資料2 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

参考資料1 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正の概要

参考資料2 パブリックコメント手続資料

市民・こども局こども本部

(平成27年2月19日)

## 「川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正」に対するパブリックコメント実施結果について

### 1 概要

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について、パブリックコメントの手続きを行いましたので、その結果及び本市の考え方を次のとおり公表いたします。

### 2 意見募集の概要

題名	川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について
意見の募集期間	平成27年1月23日（金）～平成27年2月10日（火）
募集の周知方法	川崎市ホームページ、情報プラザ、各区役所（市政資料コーナー）、各障害児支援事業所へのお知らせの送付
意見の提出方法	電子メール（専用フォーム）、郵送、持参、FAX
結果の公表方法	川崎市ホームページ、情報プラザ、各区役所（市政資料コーナー）

### 3 パブリックコメントの手続きで寄せられた意見について

意見提出数（意見件数）	0
内訳）	
電子メール	0
郵送	0
持参	0
FAX	0

### 4 今後の対応

パブリックコメントの結果、特段、御意見はございませんでした。  
 今後は、案のとおり条例制定の手続きを進めてまいります。

### 5 問合せ先

川崎市市民・こども局こども本部こども支援部こども福祉課

電話：044-200-3702

FAX：044-200-3638

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>○川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 平成24年12月14日条例第54号</p>	<p>○川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 平成24年12月14日条例第54号</p>
<p>第2章 児童発達支援 第4節 運営に関する基準 (地域との連携等)</p>	<p>第2章 児童発達支援 第4節 運営に関する基準 (地域との連携等)</p>
<p>第52条 略 2 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、<u>障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園、小学校若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。</u></p>	<p>第52条 略 2 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、<u>その家庭</u>からの相談に応じ、必要な援助を行うよう努めなければならない。</p>
<p>第5節 基準該当通所支援に関する基準 (指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)</p>	<p>第5節 基準該当通所支援に関する基準 (指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)</p>
<p>第62条の2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第82号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機</p>	<p>第62条の2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第82号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多</p>

改正案	現行
<p>能型居宅介護事業者をいう。)が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第192条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項又は第193条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第60条(第24条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、<u>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等</u>については適用しない。</p> <p>(1) <u>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項又は第193条第1項に規定する登録者をいう。))の数と指定障害福祉サービス基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第82条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。))第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために</u>当該小規模多機能型居宅介護</p>	<p>機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所(同項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第60条(第24条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、<u>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所</u>については適用しない。</p> <p>(1) <u>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する登録者をいう。))の数と指定障害福祉サービス基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第82条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。))第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために</u>当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障</p>

改正案	現行								
<p>事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を<u>29人</u>(<u>サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所</u>(<u>指定地域密着型サービス基準条例第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所</u>をいう。以下同じ。)にあっては、<u>18人</u>)以下とすること。</p>	<p>害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を<u>25人以下</u>とすること。</p>								
<p>(2) <u>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等</u>の<u>通いサービス</u>の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第82条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日分当たりの上限をいう。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、<u>12人</u>)までの範囲内とすること。</p>	<p>(2) <u>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所</u>の<u>通いサービス</u>の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第82条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日分当たりの上限をいう。)を登録定員の2分の1から15人までの範囲内とすること。</p>								
<table border="1" data-bbox="308 1234 1110 1478"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人	
登録定員	利用定員								
26人又は27人	16人								
28人	17人								
29人	18人								
<p>(3) <u>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等</u>の居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。</p>	<p>(3) <u>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所</u>の居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。</p>								
<p>(4) <u>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等</u>の従業者の員数が、<u>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等</u>が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第</p>	<p>(4) <u>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所</u>の従業者の員数が、<u>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所</u>が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第82条</p>								

改正案	現行
<p>82条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条又は第193条に規定する基準を満たしていること。</p>	<p>において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条に規定する基準を満たしていること。</p>
<p>(5) 略</p>	<p>(5) 略</p>
<p>第4章 放課後デイサービス</p>	<p>第4章 放課後デイサービス</p>
<p>第2節 人員に関する基準</p>	<p>第2節 人員に関する基準</p>
<p>(従業者及びその員数)</p>	<p>(従業者及びその員数)</p>
<p>第74条 略</p>	<p>第74条 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p>	<p>3 第1項第1号及び前項の「指定放課後等デイサービスの単位」とは、指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p>
<p>(1) 嘱託医 1人以上</p>	<p>4 第1項第1号の指導員又は保育士のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p>
<p>(2) 看護師 1人以上</p>	<p>5 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。</p>
<p>(3) 児童指導員又は保育士 1人以上</p>	<p>5 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。</p>
<p>(4) 機能訓練担当職員 1人以上</p>	<p>5 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。</p>
<p>(5) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p>	<p>5 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。</p>
<p>4 第1項第1号及び第2項の「指定放課後等デイサービスの単位」とは、指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p>	<p>5 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。</p>
<p>5 第1項第1号の指導員又は保育士のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p>	<p>5 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。</p>
<p>6 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。</p>	<p>5 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。</p>

改正案	現行
<p>第4節 運営に関する基準 (利用定員)</p> <p>第77条 指定放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所にあつては、<u>利用定員を5人以上とすることができる。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第79条 第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項及び第53条から第56条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第17条中「第38条第6号及び第52条第2項」とあるのは「第79条において準用する第38条第6号」と、第23条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第78条第1項から第3項まで」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第78条第2項」と、第40条中「利用定員及び指導訓練室の定員」とあるのは「利用定員」と読み替えるものとする。</p>	<p>第4節 運営に関する基準 (利用定員)</p> <p>第77条 指定放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を10人以上とする。</p> <p>(準用)</p> <p>第79条 第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第56条まで及び第71条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、<u>第13条第1項中「第38条」とあるのは「第79条において準用する第71条」と、第17条中「第38条第6号及び第52条第2項」とあるのは「第79条において準用する第71条第6号」と、第23条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第78条第1項から第3項まで」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第78条第2項」と、第40条中「利用定員及び指導訓練室の定員」とあるのは「利用定員」と、<u>第71条第6号中「実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）</u>」とあるのは「実施地域」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>第5節 基準該当通所支援に関する基準 (利用定員)</p> <p>第81条の2 <u>基準該当指定放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を10人以上とする。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第82条 第8条、第13条から第23条まで、第26条第2項、第27条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第56条まで、第61条から第62条の2まで、第73条及び第</p>	<p>第5節 基準該当通所支援に関する基準</p> <p>(準用)</p> <p>第82条 第8条、第13条から第23条まで、第26条第2項、第27条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第56条まで、第61条から第62条</p>

改正案	現行
<p>78条（第1項を除く。）の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第17条中「第38条第6号及び第52条第2項」とあるのは「第82条において準用する第38条第6号」と、第23条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第82条において準用する第78条第1項から第3項まで」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第82条において準用する第78条第2項」と、第40条中「利用定員及び指導訓練室の定員」とあるのは「利用定員」と、第78条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「第2項及び第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>第6章 多機能型事業所に関する特例 （従業者及びその員数に関する特例）</p> <p>第91条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第6条第1項、第2項及び第4項、第7条、第64条、第74条第1項、第2項及び第4項並びに第84条第1項の規定の適用については、第6条第1項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」といい、この条において児童発達支援センターであるものを除く」とあるのは「多機能型事業所（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ）」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第4項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第7条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定</p>	<p>の2まで、<u>第71条、第73条、第77条及び第78条（第1項を除く。）</u>の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、<u>第13条第1項中「第38条」とあるのは「第82条において準用する第71条」と</u>、第17条中「第38条第6号及び第52条第2項」とあるのは「第82条において準用する第71条第6号」と、第23条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第82条において準用する第78条第1項から第3項まで」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第82条において準用する第78条第2項」と、第40条中「利用定員及び指導訓練室の定員」とあるのは「利用定員」と、<u>第71条第6号中「実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）</u>」とあるのは「実施地域」と、第78条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「第2項及び第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>第6章 多機能型事業所に関する特例 （従業者及びその員数に関する特例）</p> <p>第91条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第6条第1項、第2項及び第4項、第7条、第64条、第74条第1項<u>から第3項まで</u>並びに第84条第1項の規定の適用については、第6条第1項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」といい、この条において児童発達支援センターであるものを除く」とあるのは「多機能型事業所（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ）」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第4項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第7条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定</p>

改正案	現行
<p>通所支援」と、同条第2項及び第3項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第5項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第6項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第64条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第74条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、<u>同条第4項</u>中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第84条第1項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。</p> <p>2 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）においては、第6条第5項及び第74条第5項の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき常勤の従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）は、1人以上とすることができる。</p>	<p>通所支援」と、同条第2項及び第3項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第5項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第6項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第64条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第74条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、<u>同条第3項</u>中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第84条第1項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。</p> <p>2 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）においては、第6条第5項及び第74条第4項の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき常勤の従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）は、1人以上とすることができる。</p>

## 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正の概要

### 1 趣 旨

事業者の指定基準を定める「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（以下、「厚生労働省令」という。）の一部を改正する省令」が平成27年4月1日に施行されることから、本市の定める条例についても一部改正を行うものです。

### 2 一部改正する条例

「川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」  
（平成24年12月14日条例第54号）

### 3 省令基準の区分

省令基準の内容には、「従うべき基準」、「標準」及び「参酌すべき基準」があります。

①	従うべき基準	必ず適合しなければならない基準
②	標準	通常よるべき基準
③	参酌すべき基準	十分参照しなければならない基準

### 4 対象となる児童福祉施設等

#### ●省令第51条関係

南部地域療育センター  
中央療育センター（通所部門）  
西部地域療育センター  
北部地域療育センター

#### ●省令第66条及び69条関係

指定放課後等デイサービス事業所

### 5 本市の考え方

省令のとおり

### 6 施行期日

平成27年4月1日

### 7 改正内容

条例条項	省令の改正内容等	区分
第52条第2項	厚生労働省令第51条第2項において、児童発達支援センターにおける指定児童発達支援事業者の役割が規定されているが、相談に応じ援助を行う対象に、これまで規定されていた家庭のほか、 <b>障害児本人や障害児が通う保育所、幼稚園、小学校もしくは特別支援学校等の施設を追加する。</b> （説明） 本市では市内4か所の地域療育センター（児童発達支援センター）で相談支援を実施しており、従前から家庭のみならず、上記施設に対する支援も行っていることを踏まえ、省令の基準に合わせて改正を行う。	③
第62条の2	厚生労働省令第54条の8において、指定小規模多機能型居宅介護事業者を基準該当事業所としてみなし、児童発達支援等を提供できると規定されているが、基準該当事業所に <b>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者を追加する。</b> （説明） 介護保険法に基づく指定複合型サービスが、指定看護小規模多機能型居宅介護に分類されたことに併せ、新たに指定看護小規模多機能型居宅介護事業者において児童発達支援等が提供できるように、省令の基準に合わせて改正を行う。	
	ア 第54条の8第4号 従業者の員数について	①
	イ 第54条の8第2号 利用定員について	②
	ウ 第54条の8第1号 登録定員について	③
	エ 第54条の8第3号 設備について	③
	オ 第54条の8第5号 関係施設との連携	③
第74条	厚生労働省令第66条において、放課後等デイサービス事業を行うにあたり置くべき従業者及び員数について、主として <b>重症心身障害児が利用する場合の規定を追加する。</b> （説明） 放課後等デイサービス事業は、これまで主に重症心身障害児が利用する場合の規定がなかったため、省令の基準に合わせて改正を行う。	①
第77条	厚生労働省第69条に主として <b>重症心身障害児が利用する場合の利用定員を5名とする規定を追加する。</b>	②
新たに規定	厚生労働省令第71の3の2に <b>基準該当放課後等デイサービス事業所の利用定員を10名以上とする規定を追加する。</b>	②

## 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等 に関する条例の一部改正について

### — 市民の皆様から意見を募集します —

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(以下「厚生労働省令」という。)が公布され、平成27年4月1日に施行されることから、川崎市が制定している「川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」について一部改正しますので、市民の皆様から広く御意見を募集いたします。

#### 1 意見の募集期間

平成27年1月23日(金)から2月10日(火)まで

※郵送の場合:2月10日(火)当日必着

※持参の場合:2月10日(火)17時15分まで

#### 2 資料の閲覧場所

川崎市役所第三庁舎2階(情報プラザ)、各区役所(市政資料コーナー)、川崎市ホームページ「意見公募」から御覧いただけます。

#### 3 意見の提出方法

御意見は、電子メール(専用フォーム)、郵送、持参、FAXのいずれかでお寄せください。

- ◆ 電子メールは、インターネットで川崎市ホームページにアクセスし、ホームページ上の案内に従って、専用のフォームを御利用ください。
- ◆ 意見書の書式は自由です。必ず「題名」、「氏名(法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名)」及び「連絡先(電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所)」を明記してください。
- ◆ 電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。
- ◆ お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしません。市の考え方を整理した結果を市のホームページで公表します。

#### 4 意見募集結果の公表時期

平成27年2月下旬

#### 5 送付先・問合せ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市市民・子ども局子ども本部子ども支援部子ども福祉課

電話 044-200-3702 FAX 044-200-3638